

「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」に係るQ & A

※この「Q & A」では、年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書は「給付算定基礎額残高通知書」と略称で表示しています。

公立学校共済組合年金部年金相談課

| Q | A |
|--|--|
| 1 給付算定基礎額残高通知書が共済組合から届きましたがこれは何ですか。 何か手続きをする必要がありますか。 | この通知書は、地方公務員等共済組合法施行規程第164条の10の規定に基づき、平成27年10月に創設された「年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）」の算定の基となる給付算定基礎額残高をお知らせするものです。手続きの必要はありません。 |
| 2 給付算定基礎額残高通知書は、どのような人に送られるのですか。 | 平成27年10月1日から令和7年3月31日までの間に組合員期間がある組合員（短期組合員を除く）の方と退職されている方（年金待機者）に送られます。 退職されている方（年金待機者）には、退職した年度の翌年と、節目年齢（35歳、45歳、59歳、63歳）に達した年度の翌年度に送られます。 |
| 3 給付算定基礎額残高通知書はいつ送付されるのですか。 | 毎年7月下旬に送付されます。 |
| 4 給付算定基礎額残高通知書が届きませんが、なぜですか | 以下の場合が考えられます。 ○今年度の4月以後に採用された方の場合 今回の通知は、原則前年度3月末時点で当組合の組合員（短期組合員を除く）であった方に送付していますので、今年度から採用になった方については、送付されません。 ○今年度の4月以後に他の共済組合から転入してきた方の場合 今回の通知は、原則前年度3月末時点で当組合の組合員（短期組合員を除く）であった方に送付しています。前年度3月末時点に加入していた共済組合に給付算定基礎額残高通知書が送付されているかをご確認ください。 ○平成27年10月以降の組合員期間を有していない方の場合 年金払い退職給付制度が創設された平成27年10月以降の組合員期間を有していない方には、送付されません。 なお、インターネット上で、自身の公務員期間の記録や年金見込額等確認できる「マイナ手続きポータル」において、前月までの情報を反映した給付算定基礎額残高等を確認することができます。「マイナ手続きポータル」は、当組合のホームページからもアクセスできます。（ご利用申込が必要です。） |

| | |
|---|--|
| <p>5 給付算定基礎額残高通知書には、将来受給できる年金見込額が表示されているのですか。</p> | <p>年金払い退職給付は積立方式であるため、将来の年金額を計算することができず、年金見込額は表示されておられません。</p> <p>現時点の給付算定基礎額を基にした年金額は、給付算定基礎額残高通知書の「⑨給付算定基礎額等合計」欄の金額（給付算定基礎額残高）をもとに、次のように算定することができます。</p> <p>（例）組合員期間が10年以上で、65歳で受給したときの金額は次のように求められます。</p> <p>○有期退職年金を20年で受給した場合の金額 「⑨給付算定基礎額等合計」 × 1/2 ÷ 19.485332 （有期年金現価率）（※1）</p> <p>○終身退職年金の金額 「⑨給付算定基礎額等合計」 × 1/2 ÷ 23.129448 （終身年金現価率）（※2）</p> <p>（※1） 有期年金現価率は、支給残月数に応じて定められます。 上記数値は、令和6年10月から令和7年9月の支給残月数240月（20年）の有期年金現価率です。</p> <p>（※2） 終身年金現価率は、年齢に応じて定められます。 上記数値は、令和6年10月から令和7年9月の65歳の終身年金現価率です。</p> <p>有期年金現価率および終身年金現価率は地方公務員共済組合連合会の定款により定められており、毎年10月に改定されます。</p> |
| <p>6 給付算定基礎額残高通知書に令和7年3月までしか記録が表示されていないのは、なぜですか。</p> | <p>今回お知らせする給付算定基礎額残高等の情報は、令和6年4月から令和7年3月までの記録です。 令和7年4月以降の記録は来年度の7月下旬にお知らせする予定です。</p> |
| <p>7 「①標準報酬月額」欄に表示されている金額は、実際の給料額と異なりますが、なぜですか。</p> | <p>標準報酬月額は、基本給のほか、残業手当、通勤手当など各種手当を加えた額を地方公務員等共済組合に定める標準報酬月額の等級表（（1等級（88,000円）から32等級（650,000円）までの32等級に区分）に当てはめた額ですので、実際の給料額とは異なります。 また、期末手当等の支給があった月は、当月の標準報酬月額に標準期末手当等の額を合計しています。</p> |
| <p>8 「有期退職年金算定基礎額」欄と「終身退職年金算定基礎額」欄に金額が表示されていないのは、なぜですか。</p> | <p>この欄は、既に年金払い退職給付の退職年金を受給している方が再び公務員として再就職した場合にのみ表示される欄であるためです。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>9 平成27年9月以前から勤務している者です。「⑩年金払い退職給付加入期間」に表示されている年数が、勤務期間と異なりますが、なぜですか。</p> | <p>年金払い退職給付は、平成27年10月に創設された制度です。 このため、平成27年10月以降の組合員期間の年月数を表示しています。</p> |
| <p>10 給付算定基礎額残高通知書の宛先に旧住所が印字されていましたが、どのような手続きが必要ですか。</p> | <p>住所変更のお手続きが必要です。お手数ですが、以下の窓口へご連絡ください。</p> <p>○組合員の方→所属する支部</p> <p>○退職されている方→公立学校共済組合ホームページの「年金受給者（待機者）向け手続き」から「年金待機者異動報告書」をダウンロードし、当組合本部へご提出願います。</p> |
| <p>11 給付算定基礎額残高通知書を紛失したのですが、再発行することはできますか。</p> | <p>再発行することができますので、当組合本部へお電話にてご連絡ください。 なお、再交付の場合は、ハガキ形式ではなくA4サイズの帳票になります。お手元に届くまでには、7～10日程度お待ちいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。</p> |
| <p>12 年金払い退職給付の退職年金を65歳になる前に繰上げ請求することはできますか。</p> | <p>退職後であれば、60歳以上65歳未満の方は、退職年金を繰上げ請求できます。 ただし、終身退職年金と有期退職年金は同時に繰上げなければならない、どちらか一方のみを繰上げることはできません。</p> <p>繰上げした場合の年金額と繰上げしない場合の年金額を比較すると、以下のとおりです。</p> <p>○有期退職年金 給付算定基礎額を計算する際の利息が繰上げ請求時点でしか付与されず、その分給付給付算定基礎額が少なくなることにより、有期退職年金算定基礎額が少なくなり、65歳で請求するより年金額が減額となります。</p> <p>○終身退職年金 給付算定基礎額を計算する際の利息が繰上げ請求時点でしか付与されず、その分給付算定基礎額が少なくなることにより、終身退職年金算定基礎額が少なくなります。</p> |

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>13 「給付算定基礎額残高通知書」とは何ですか。</p> | <p>「給付算定基礎額残高通知書」は、最近の1年間（前年4月から3月まで）の「給付算定基礎額残高※」などをお知らせするものです。 今回は令和6年4月から令和7年3月までの12月分をお知らせしています。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員等共済組合法施行規程第164条の9 ・長期給付事務処理要領第3章第2節「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書に係る事務」 ・給付算定基礎額残高については、項番17を参照。 |
| <p>14 「標準報酬月額」とは何ですか。</p> | <p>当該通知書における「標準報酬月額」とは、年金払い退職給付の掛金や付与額の算定の基礎となる月額です。 なお、「①標準報酬月額」欄には、同月に期末手当等を受けた場合には、その額を含みます。</p> <p>(参考)</p> <p>これまで、地方公務員共済組合では、掛金（保険料）や年金額の算定には、掛金の標準となる給料に法令で定められた手当率1.25を乗じて算定する手当率制がとられていましたが（※）、平成27年10月からの被用者年金制度一元化に伴い、厚生年金と同様の標準報酬制に移行しました。</p> <p>※ 掛金の標準となる給料×1.25×掛金率となりますが、実際には定められている「掛金率」の中に1.25が含まれています。</p> |
| <p>15 「付与額」とは何ですか。</p> | <p>「付与額」とは、標準報酬月額に付与率を乗じた額です。</p> <p>(参考)</p> <p>付与率については、項番21を参照。</p> |
| <p>16 「利息」とは何ですか。</p> | <p>「利息」とは、前月までの給付算定基礎額残高と当月の付与額にそれぞれ基準利率（1ヵ月単位に換算した率）を乗じた額です。</p> <p>(参考)</p> <p>基準利率については、項番22を参照。</p> |

| | |
|--------------------------------|--|
| <p>17 「給付算定基礎額残高」とは何ですか。</p> | <p>前月の給付算定基礎額残高、当月の付与額および利息の合算額です。</p> <p>「④給付算定基礎額残高」欄には、各月における付与額、利息および前月の給付算定基礎額残高の合算額が表示されています。</p> <p>「⑥付与額累計」欄および「⑦利息額累計」欄に係る「⑧今回通知」欄には、令和7年3月末時点の合計額を表示しています。</p> <p>なお、「⑤前年度末」欄は、令和6年3月末時点の給付算定基礎額残高を表示しています。</p> <p>また、「⑨給付算定基礎額等合計」欄は、「⑧今回通知」欄に表示している給付算定基礎額残高を表示しています。</p> <p>ただし、65歳時点で、有期退職年金および終身退職年金が決定していた方が公務員として再就職した場合は、「⑨給付算定基礎額等合計」欄は、「⑧今回通知」欄に表示している「給付算定基礎額残高」、「有期退職年金算定基礎額」および「終身退職年金算定基礎額」を合計した額を表示しています。</p> |
| <p>18 「有期退職年金算定基礎額」とは何ですか。</p> | <p>「有期退職年金算定基礎額」とは、有期退職年金の額の基礎となるべき額のことです。</p> <p>既に有期退職年金を受給している方が再び公務員として再就職した場合、再就職し、改めて有期退職年金算定基礎額残高の積立てを開始した場合に表示されます。</p> <p>また、有期退職年金算定基礎額の「⑦利息額累計」欄には、再就職した時点の有期退職年金算定基礎額の残高に基準利率を乗じて算定した、再就職期間中の各月の利息を累計した額を表示しています。</p> |
| <p>19 「終身退職年金算定基礎額」とは何ですか。</p> | <p>「終身退職年金算定基礎額」とは、終身退職年金の額の基礎となるべき額のことです。</p> <p>既に終身退職年金を受給している方が再び公務員として再就職した場合、再就職し、改めて終身退職年金算定基礎額残高の積立てを開始した場合に表示されます。</p> <p>また、「終身退職年金算定基礎額」の「⑦利息額累計」欄には、再就職した時点の終身退職年金算定基礎額の残高に基準利率（1ヵ月単位に換算した率）を乗じて算定した、再就職期間中の各月の利息を累計した額を表示しています。</p> |

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>20 「年金払い退職給付加入期間」とは何ですか。</p> | <p>「年金払い退職給付加入期間」とは、年金払い退職給付制度が創設された平成27年10月以降の組合員期間の年月数です。</p> |
| <p>21 「付与率」とは何ですか。</p> | <p>「付与率」とは、付与額を算定するための率をいいます。 標準報酬月額に乗じます。 「付与率」は、地方公務員共済組合連合会の定款で定められています。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員共済組合連合会定款 第20条 別表第1 (第20条関係) ・現在の付与率は1.5% (平成27年10月～) ・現在、付与率は、掛金率(1,000分の7.5)と負担金率(1,000分の7.5)を合算した率と同じ率になっています。 |
| <p>22 「基準利率(年率)」とは何ですか。</p> | <p>「基準利率」とは、既に積み立ててある給付算定基礎額および当月の付与額に対する利息を算定するための「利率」をいいます。 「基準利率」は、毎年9月30日までに国債の利回りや退職等年金給付積立金の運用状況等その他政令(地方公務員等共済組合法施行令)で定める事情を勘案して、地方公務員共済組合連合会の定款で定められています。 また、「基準利率」は、年単位(10月～翌年9月)で変動します。(毎年10月に見直しされます。)</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員共済組合連合会定款 第20条 別表第2 (第20条関係) ・現在の基準利率は、 <ul style="list-style-type: none"> 0.26% (令和6年10月～) 0.07% (令和5年10月～) 0.02% (令和4年10月～) 0.00% (令和3年10月～) 0.00% (令和2年10月～) 0.06% (令和元年10月～) 0.06% (平成30年10月～) 0.00% (平成29年10月～) 0.32% (平成28年10月～) 0.48% (平成27年10月～) ・基準利率の算定に使用する国債の利回りは、10年国債の応募者平均利回りの直近1年平均と直近5年間の平均のうちいずれか低い率です。 ・基準利率は、総務省令により0を下回らないこととされています。 |

23 「有期年金現価率」および「終身年金現価率」とは何ですか。

「有期年金現価率」とは、有期退職年金額が支給残期間にわたり一定となるように基準利率等を用いて支給残月数ごとに定められています。

「終身年金現価率」とは、終身退職年金額が終身にわたり一定となるように基準利率および死亡率等を用いて年齢別に定められています。

(参考)

・有期年金現価率および終身年金現価率は、地方公務員共済組合連合会の定款で定められています。

・地方公務員共済組合連合会定款

第20条 別表第4 (第20条関係)

第20条 別表第3 (第20条関係)

・年金現価率は、以下のとおりとなります。

○令和6年10月から令和7年9月まで

有期年金現価率 240月の場合 19.485332

120月の場合 9.869149

終身年金現価率 65歳 23.129448

70歳 19.107767

○令和5年10月から令和6年9月まで

有期年金現価率 240月の場合 19.859541

120月の場合 9.964513

終身年金現価率 65歳 22.821764

70歳 18.708053

2 給付算定基礎額残高通知書

<例>

(令和6年4月 ~ 令和7年3月)

公立 太郎 様

86840000000000

単位 円

| (入金) 期月 | ① 標準報酬月額 | ② 付与額 | ③ 利息 | ④ 給付算定基礎額残高 |
|---------|-----------|--------|------|-------------|
| 前年度末 | | | | ① 1,028,384 |
| 4月 | 650,000 | 9,750 | 60 | 1,038,194 |
| 5月 | 650,000 | 9,750 | 61 | 1,048,005 |
| 6月 | 2,150,000 | 32,250 | 62 | 1,080,317 |
| 7月 | 650,000 | 9,750 | 63 | 1,090,130 |
| 8月 | 650,000 | 9,750 | 64 | 1,099,944 |
| 9月 | 650,000 | 9,750 | 64 | 1,109,758 |
| 10月 | 650,000 | 9,750 | 242 | 1,119,750 |
| 11月 | 650,000 | 9,750 | 244 | 1,129,744 |
| 12月 | 2,150,000 | 32,250 | 251 | 1,162,245 |
| 1月 | 650,000 | 9,750 | 253 | 1,172,248 |
| 2月 | 650,000 | 9,750 | 255 | 1,182,253 |
| 3月 | 650,000 | 9,750 | 257 | ② 1,192,260 |

※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。

| 区分 | 給付算定基礎額残高 | 有期退職年金算定基礎額 | 終身退職年金算定基礎額 |
|----------------|------------------|-------------|-------------|
| ⑤ 前年度末 | ① 1,028,384 | ア | イ |
| ⑥ 付与額累計 | ② 162,000 | | |
| ⑦ 利息額 | ③ 1,876 | ウ | エ |
| ⑧ 今回通知 | ④ 1,192,260 | オ = ア+ウ | カ = イ+エ |
| ⑨ 給付算定基礎額等合計 | 1,192,260 | | |
| ⑩ 年金払い退職給付加入期間 | | | 8年6月 |
| ⑪ 付与率 | 令和6年4月 ~ 令和7年3月 | | 1.500% |
| ⑫ 基準利率(年率) | 令和5年10月 ~ 令和6年9月 | | 0.070% |
| | 令和6年10月 ~ 令和7年9月 | | 0.260% |

基礎年金番号 0000000000

作成日 令和7年〇月〇日

注1

令和7年度発送の残高通知書は、前年度末に該当する④欄には、前回通知(令和6年度発送分)した令和5年度末の給付算定基礎額残高①が表示されます。

注2

この項目は65歳で有期、終身それぞれの退職年金を決定した者が、65歳以降に再度公務員として再就職し、改めて給付算定基礎額残高の積立を開始した場合のみ表示があります。

注3

令和6年10月からの基準利率は、前期(R05.10~R06.09)の0.070%から0.260%となりました。